

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：田中武春、佐藤清和、道祖 満 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 】

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた 学校施設の ZEB 化のさらなる推進を求める意見書（案）

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組である SDGs や 2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成 29 年から今まで 249 校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和 4 年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設の ZEB 化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

1. 技術面に関しては、学校施設に関する ZEB 化の新たな技術の開発や周知を行う。
特に、新築や増築といった大規模事業だけではなく LED や二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組

む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

2. 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣 】

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）

政府は、令和 2 年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会では DX が進み、地方公共団体においても DX の推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和 2 年度、3 年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約 1825 億円を基金として計上した。

国では、2022 年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など 20 業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和 5 年から令和 7 年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

1. 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：総務大臣、デジタル大臣 】

福島原発事故によるトリチウム等を含む ALPS（多核種除去設備）
処理水の海洋放出に関する意見書（案）

2021年4月13日、政府はALPS処理水の海洋放出を決定したが、トリチウムを含むALPS処理水の海洋放出にはこれまで多くの人々が声を上げている。

福島県内の世論調査では7割の県民が放出決定について「国民に理解されていない」と考えていると回答している他、福島県議会をはじめ福島県内の市町村議会でも海洋放出に反対もしくは慎重な対応を求めるという決議や意見書を採択されている。

さらに2018年の公聴会では44人中42人が海洋放出に反対、「ご意見を伺う場」でも福島県の漁業、林業、農業関係の団体からの代表が明確に反対の意志を示している。

そもそも、2015年1月、福島県漁連の野崎会長の「漁業者、国民の理解なしに海洋放出を行わないこと」との強い要望に対し、政府は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束していた。

この約束にもかかわらず、海洋放出を決めた政府の方針決定は、約束を反故にしたと批判されても当然である。

政府は「引き続き理解を求めて行く」と言っているが、理解の土台は信頼関係であり、その信頼関係を取り戻すためにも、この海洋放出決定を取り下げるべきである。

よって、飯塚市議会は、政府に対し、「トリチウム等を含むALPS（多核種除去設備）処理水を海洋放出する」という決定を一旦取り下げ、トリチウム水の分離技術が実用化され、国民の合意が得られるまで、より安全な処理方法を再検討されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：飯塚みらい会 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、復興大臣 】

保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）

保育所は、コロナ禍のもとでも社会的インフラを支えるため開所を続け、子どもの命と健康、発達を保障する役割を果たしています。マスク着用がむずかしい子どもがあり、密が避けられない環境の中で、感染対策と子どもの発達をどう両立させていくか、行事や保育内容を見直すなど様々な努力と工夫が行われています。

これまで感染しにくいとされてきた子どもたちへの感染が拡大する中で、クラスターが発生し保護者にも大きな影響を与えています。

急速に日常業務が増えるなかで、保育士の精神的・肉体的な負担は大きくなっていますが、職員配置基準の引き上げは行われず、賃金の底上げなど抜本的な処遇改善は進んでいません。このことが、保育士不足に拍車をかける大きな要因にもなっています。

遊び、食事、午睡等、子どもたちが一日を過ごし生活する空間として、現在の面積基準は狭すぎます。子どもの死亡事故や骨折などの重大事故の背景ともなっています。感染対策の視点からも、ゆとりある面積がどうしても必要となっています。

よって、飯塚市議会は、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と職員の処遇について、国が抜本的な改善を進めるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 】